

## 一般法人の農業参入の背景

我が国の農業は、今後とも家族農業経営が主流であることに変わりはありませんが、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加等の状況を踏まえると、担い手が不足している地域では、一般法人等の多様な農地の受け手が必要となっており、農地を「貸しやすく、借りやすく」することにより、農地を利用する者の確保・拡大を図ることが重要です。

このため、農地法等を改正し、更に一般法人が農業に参入しやすい仕組みとなりました(平成21年12月15日施行)。

なお、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業については、農地法等の改正に伴い廃止されました。

### 概要

#### 参入できる法人

一般の株式会社、NPO法人など、農業生産法人以外の法人であっても農地の権利(賃借権又は使用賃借権に限る)が取得できます。

農業生産法人とは、農地法上、農地の権利を取得できる要件を備えた法人です。

#### 参入できる区域

どこでも参入が可能です。



#### 農地の借入れ

農地を適正に利用していない場合に賃借契約を解除する旨の条件付きの契約を農地所有者と締結し、直接、農地を借り入れることができます。

#### その他

農地の借り入れ後、農地を適正に利用していないなどの場合は、農地所有者による契約の解除又は農業委員会等により許可が取消されます。

なお、農地の利用状況について、毎年、農業委員会等に報告していただきます。

# 一般法人の農業参入の仕組み

農業参入しようとする場合には、どの地域で何の栽培を行うかなどについて、あらかじめ情報収集などを行った後、

1. 市町村、JA、地元との調整(確約書、協定書等の締結(任意))
2. 農地所有者と解除条件付き契約を締結
3. 農業委員会等の許可

の手続きを経る必要があります。

なお、市町村による農用地利用集積計画の公告(利用権設定)により農地を借り入れる場合には、上記2、3の手続きは不要となります。

## 1 参入区域

従来の特定法人貸付事業では、一般法人が農業参入できる区域が限定されていましたが、新たな仕組みでは、原則どこでも参入が可能です。



実際に参入をご検討される場合には、市町村(農業委員会)にお問い合わせいただき、調整等を進めていただくことが重要です。

## 2 契約の締結

市町村等との調整の後、農地所有者との間で、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を付けた契約を締結します。

なお、市町村による農用地利用集積計画の公告(利用権設定)を活用する場合には、同様の内容が付された計画書に同意していただくことになります。

### 契約書の記載例

#### 契約の解除

甲(農地所有者)は、乙(参入企業等)が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

地元の混乱防止等の観点から契約書等には、以下の内容を明記することが望ましい

農地等を明け渡す際の現状回復の義務。

原状回復の費用負担の取り決め。

現状回復がなされないときの損害賠償の取り決め。

貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決め。 等

### 3 農地の借入れの許可等

以下の要件を満たす場合に、農業委員会等の許可又は市町村による農用地利用集積計画の公告により、農地を借りることができます。

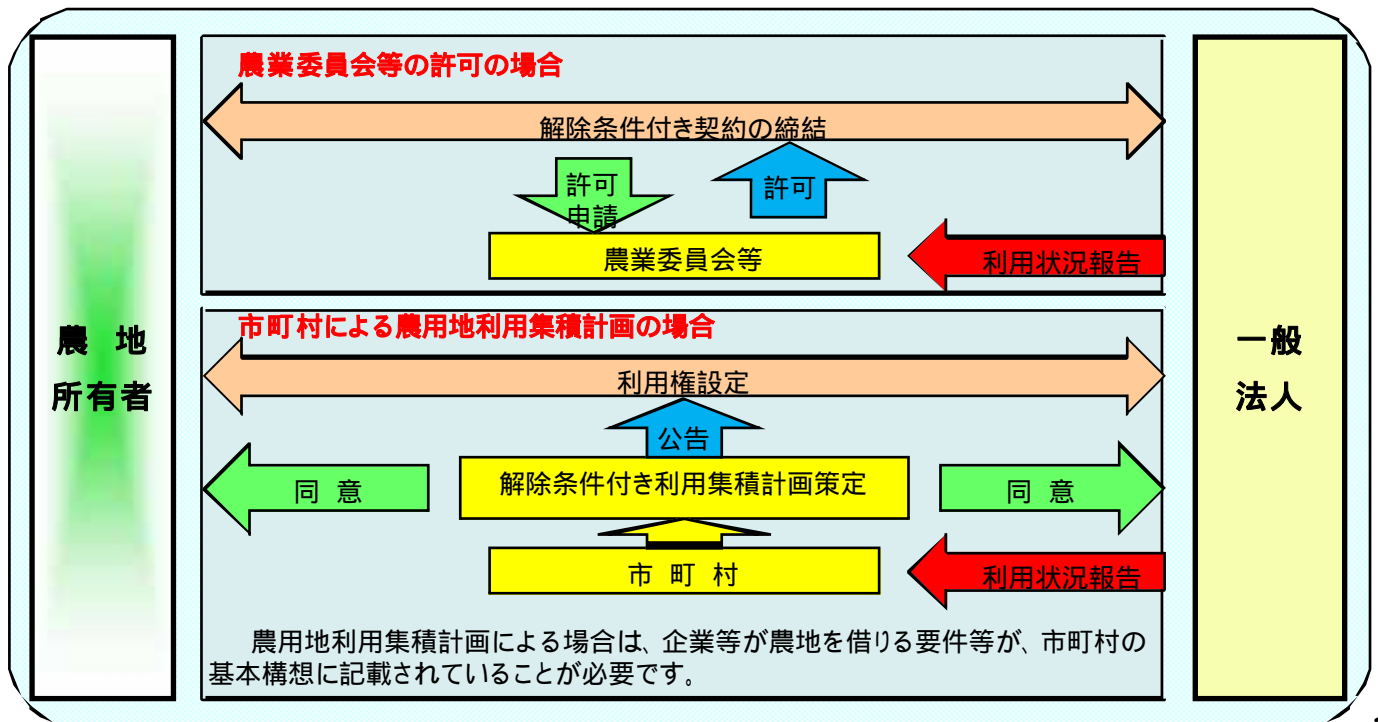
地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

- ・適切な役割分担とは  
農業の維持発展に関する話し合い活動への参加や農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等が必要です。  
この要件については、確約書や協定書等を結ぶなどの方法で判断できます。
- ・継続的かつ安定的に農業経営を行うとは  
機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることが必要です。

業務執行役員のうち、一人以上の者が農業に常時従事すること。

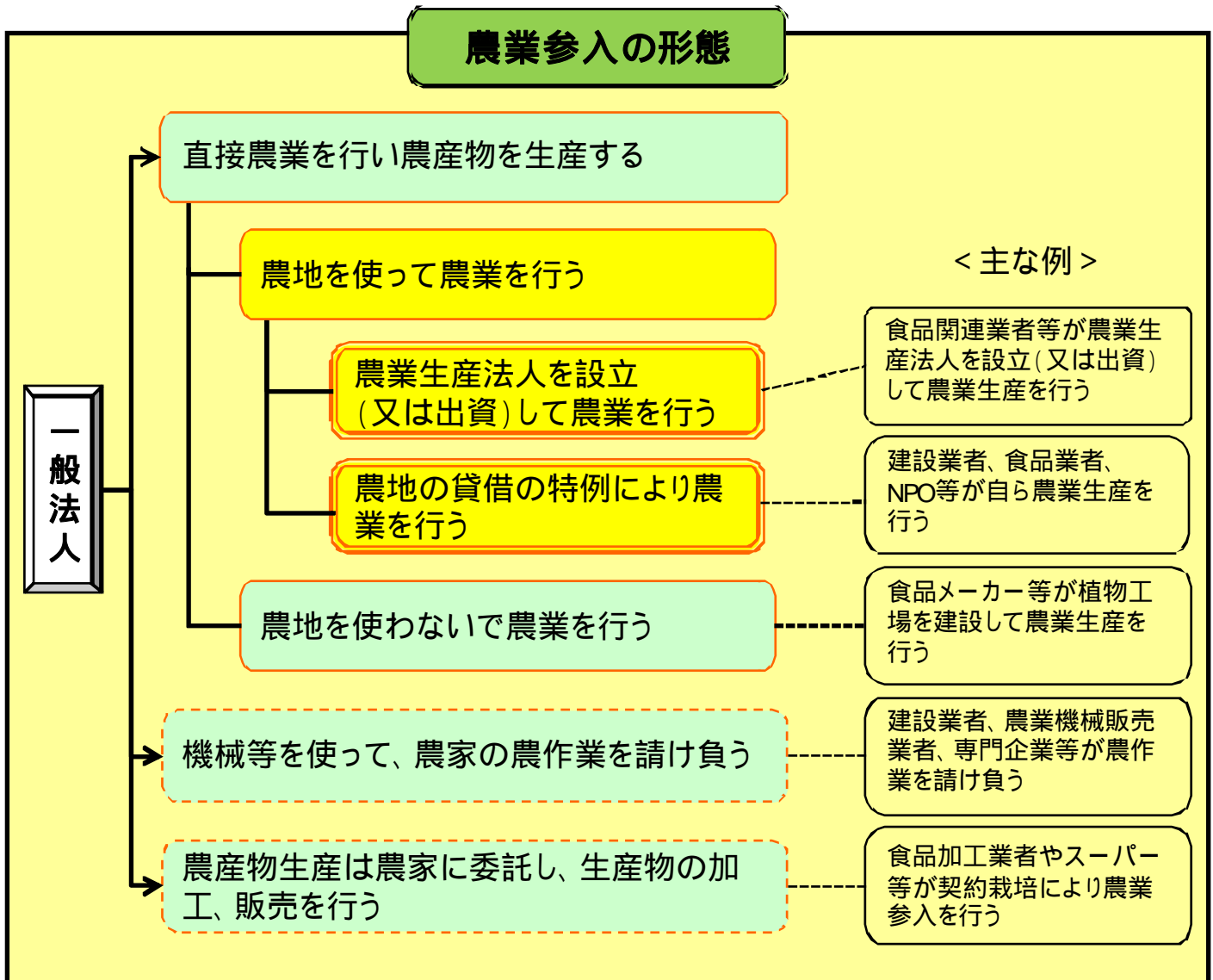
- ・業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う農業経営に責任をもって対応して頂く必要があります。
- ・業務執行役員とは  
会社法人の取締役のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持てる者です。  
この要件については、定款、法人登記事項証明書、当該法人の代表者が発行する証明書等で判断できます。
- ・農業に常時従事とは  
農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理業務も含まれます。

#### 農地の借入れの仕組み



## [ 参考 ] 一般法人の農業参入の形態について

一般法人が農業分野へ参入する場合、経営体として直接農業を行うほか、農家の農作業を請け負う、農産物の生産を委託し加工・販売するなど多様な形態があります（植物工場のように農地を使わない場合や農作業の請負の場合には農地法の制限はありません。）。



## [ 参考 ] 特定法人貸付事業について（廃止）

改正農地法等の施行(平成21年12月15日施行)に伴い、従来の「特定法人貸付事業」については廃止されました。

なお、既に特定法人貸付事業に基づき借り入れている農地については、借入期間満了まで、何らの手続きの必要はありません。

ただし、既に特定法人貸付事業に基づき農地を借り入れている企業等であっても、新たに農地の借入等を行う場合には、改正農地法等の手続きが必要です。

# 北陸における一般法人の農業参入状況

(平成22年12月31日現在)

## 1. 組織形態別の法人数

	参入法人数	株式会社	特例有限会社	NPO等	参入市町村数
北陸	81	53 ( 65 %)	10 ( 12 %)	18 ( 22 %)	33
新潟県	39	24 ( 62 %)	2 ( 5 %)	13 ( 33 %)	13
富山県	5	3 ( 60 %)	2 ( 40 %)	0 ( 0 %)	3
石川県	26	21 ( 81 %)	3 ( 12 %)	2 ( 8 %)	11
福井県	11	5 ( 45 %)	3 ( 27 %)	3 ( 27 %)	6

## 2. 業種別の法人数

	参入法人数	建設業	食品業	農業	その他
北陸	81	30 ( 37 %)	15 ( 19 %)	9 ( 11 %)	27 ( 33 %)
新潟県	39	9 ( 23 %)	5 ( 13 %)	6 ( 15 %)	19 ( 49 %)
富山県	5	1 ( 20 %)	2 ( 40 %)	0 ( 0 %)	2 ( 40 %)
石川県	26	18 ( 69 %)	3 ( 12 %)	1 ( 4 %)	4 ( 15 %)
福井県	11	2 ( 18 %)	5 ( 45 %)	2 ( 18 %)	2 ( 18 %)

## 3. 営農類型別の法人数

	参入法人数	米麦等	野菜	果樹	花き・花木	複合
北陸	81	22 ( 27 %)	34 ( 42 %)	7 ( 9 %)	2 ( 2 %)	16 ( 20 %)
新潟県	39	17 ( 44 %)	7 ( 18 %)	3 ( 8 %)	1 ( 3 %)	11 ( 28 %)
富山県	5	1 ( 20 %)	2 ( 40 %)	2 ( 40 %)	0 ( 0 %)	0 ( 0 %)
石川県	26	3 ( 12 %)	17 ( 65 %)	2 ( 8 %)	1 ( 4 %)	3 ( 12 %)
福井県	11	1 ( 9 %)	8 ( 73 %)	0 ( 0 %)	0 ( 0 %)	2 ( 18 %)

注 北陸農政局調べ